

# 大分県報

令和二年  
第一六〇号  
十一月二十四日

（火曜日）

## 目次

### 告示

大規模小売店舗に関する意見（二件）……………一  
漁港漁場整備法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定（二件）……………一  
大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定（二件）……………二  
道路区域の変更……………三

### 正誤

令和二年三月三十一日付け大分県報号外（三五）に記載の大分県教育委員会規則（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員に関する規則）中の訂正……………三

## ○告示

### 大分県告示第六百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により豊後大野市長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ豊後大野市三重町店  
豊後大野市三重町赤嶺大原千七百七十番七 外

二 意見の概要

通行の安全について

三 関係書類の縦覧

### 1 縦覧期間

令和二年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで

### 2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

### 大分県告示第六百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により由布市長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン挟間ショッピングセンター  
由布市挟間町大字北方字下角三十六 外

二 意見の概要

1 廃棄物処理について

2 工事に伴う粉じん、騒音、振動等の防止対策について

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

### 大分県告示第六百六十二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

漁港名

放置等禁止区域

陸域

水域

放置等禁止物件

<p>松浦漁港 蒲江漁港</p>	<p>漁港区域(別図に示す区域)</p>	<p>船舶、はしご、 浮棧橋、ブイ (浮標)</p>	<p>漁船を除く船 船、はしご、浮 棧橋、ブイ(浮 標)</p>	<p>(「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県南部振興局に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>~~~~~</p> <p><b>大分県告示第六百六十三号</b> 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第五項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。 令和二年十一月二十四日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>長洲漁港</p>	<p>漁港区域(別図に示す区域)</p>	<p>船舶、はしご、 浮棧橋、ブイ (浮標)</p>	<p>陸 域 水域 漁船を除く船 船、はしご、浮 棧橋、ブイ(浮 標)</p>	<p>(「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県北部振興局に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>~~~~~</p> <p><b>大分県告示第六百六十四号</b> 大分県漁港管理条例(昭和三十三年大分県条例第四十二号)第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。 令和二年十一月二十四日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>漁 港 名</p>	<p>許 可 施 設</p>	<p>指定施設二地松浦防波堤、指定施設七―一物揚場及び指定施設</p>	<p>指定施設一三〇m岸壁及び指定施設一六一―三〇m岸壁(浮体式)内番号四〇〇から四二〇まで及び五二〇から五二九までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設一三二防波堤内番号八〇から八九までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設一三四物揚場内番号七〇から七六までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設一三七防波堤内番号六〇から六九までで示された区域(別図に示す区域)</p>	
<p>蒲江漁港</p>	<p>指定施設一五三〇m岸壁内番号四一〇から四五八までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設五三小向防波堤及び指定施設五五二〇m物揚場内番号〇、一〇から一九まで、二一から二八まで及び一〇〇で示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設一五五防波堤内番号六一から六六までで示された区域(別図に示す区域)</p>	<p>(「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県南部振興局に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>~~~~~</p> <p><b>大分県告示第六百六十五号</b> 大分県漁港管理条例(昭和三十三年大分県条例第四十二号)第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。 令和二年十一月二十四日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>七九地松浦東護岸内番号二〇〇から二三六までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設六七大西防波堤内番号一〇から一九までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設一二〇30m岸壁及び指定施設一六一―30m岸壁(浮体式)内番号四〇〇から四二〇まで及び五二〇から五二九までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設一三二防波堤内番号八〇から八九までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設一三四物揚場内番号七〇から七六までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設一三七防波堤内番号六〇から六九までで示された区域(別図に示す区域)</p>	
<p>漁 港 名</p>	<p>許 可 施 設</p>	<p>指定施設一三二防波堤及び指定施設四〇―150m物揚場内番号二〇から二九までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設五八二〇号物揚場内番号四〇から四五までで示された</p>	<p>指定施設一三二防波堤及び指定施設四〇―150m物揚場内番号二〇から二九までで示された区域(別図に示す区域)</p> <p>指定施設五八二〇号物揚場内番号四〇から四五までで示された</p>	

長洲漁港		区域（別図に示す区域） 指定施設九五-20m物揚場内番号三二一〇から三二二〇までで示された区域（別図に示す区域） 指定施設一〇一-15m物揚場内番号一〇から一七までで示された区域（別図に示す区域）	
大分県告示第六百六十六号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和二年十一月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。 令和二年十一月二十四日		大分県知事 広瀬 勝貞	
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員メートル
	宇佐市安心院町龍王字榎洞二五〇番二から 宇佐市安心院町龍王字榎洞二五一番三まで	前	一・一〇 ）一〇・九
	宇佐市安心院町鳥越字御料一八七七番一地先内	後	一・六〇 ）一・一〇
	宇佐市安心院町鳥越字御料一八七七番一地内	後	一七・四 ）八・八
			延長 メートル
			五五・二
			六三・七
			六三・七
			五五・二
			六三・七
			六三・七

  

○正 誤		県道安心院湯布院線	
宇佐市安心院町鳥越字仙ノ岩一八七三番から	宇佐市安心院町鳥越字仙ノ岩一八七三番三まで	前	一四・二 ）九・四
宇佐市安心院町鳥越字仙ノ岩一八七三番から	宇佐市安心院町鳥越字仙ノ岩一八七三番二まで	後	一八・二 ）九・三
宇佐市安心院町廣連字寺田九五番二から	宇佐市安心院町水車字柳ケ元一三四番五まで	前	一三・一 ）九・八
宇佐市安心院町廣連字寺田九六番三から	宇佐市安心院町水車字柳ケ元一三四番一まで	後	二二・七 ）一一・二
			六八・四
			六八・四
			四三・六
			四三・六

  

令和二年三月三十一日付け大分県報号外（三五）に登載の大分県教育委員会規則（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則）中の訂正		ページ	誤	正
上	第1号様式の2（その2）（第3条関係）	一六		
	第2号様式（その2）（第3条関係）			

令和二年十一月二十四日

大分県報（告示・正誤）